

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月28日
【会社名】	株式会社丸運
【英訳名】	MARUWN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒木 康次
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	I R担当部長 河野 照
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町7番2号
【電話番号】	03(6861)3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	I R担当部長 河野 照
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月27日開催の当社第114期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の実効性のあるモニタリング・監督機能を高めるとともに、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役委任し、迅速・果敢な意思決定を可能とするため、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を選択し、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役会および監査役に関する規定を削除し、条数の変更等を行う。
会社法の一部を改正する法律により、責任限定契約を締結できる取締役等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことから、取締役の責任限定契約の規定を変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、塚野秀之、永津亮、萩谷紀之、住吉彰および荒木康次の5氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、花井健、服部裕および辰馬仁の3氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役に関する報酬額の定めが廃止されたので、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額240百万円以内と定める。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額42百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	178,047	145	0	(注1)	可決
第2号議案				(注2)	
塚野 秀之	175,443	2,749	0		可決
永津 亮	175,432	2,760	0		可決
萩谷 紀之	175,441	2,751	0		可決
住吉 彰	177,441	751	0		可決
荒木 康次	178,039	153	0		可決
第3号議案				(注2)	
花井 健	177,500	692	0		可決
服部 裕	178,033	159	0		可決
辰馬 仁	164,651	13,541	0		可決
第4号議案	177,294	898	0	(注2)	可決
第5号議案	177,896	296	0	(注2)	可決

(注) 1. 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 第2号議案、第3号議案、第4号議案および第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前営業日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会出席の株主のうち、賛成、反対または棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上